

金沢SDGs ツーリズム推奨制度
金沢SDGs ツーリズム推進事業者認定事業 2026 募集要項

1. 目 的

世界的に旅行者の間でも持続可能な観光への関心は高まっており、ブッキングドットコムによるアンケート「2023 sustainable travel report」によると、世界の旅行者の76%は「今後1年間に於いて、よりサステナブルに旅行したい」と答えている。このように持続可能な観光の実現に取り組んでいることが宿泊場所やツアーを選ぶ基準になってきている。

また、金沢市においては、SDGs 未来都市・自治体 SDGs モデル事業に選定され、「市民生活と調和した持続可能な観光の振興 ～「責任ある観光」により市民と観光客、双方の「しあわせ」を実現するまち金沢～」をテーマに自然・歴史・文化に基づく生物文化多様性をベースとし、市民・来街者の双方がまちの魅力を共創し、持続可能なまちの実現を目指している。

このような背景を踏まえ、金沢市における持続可能な観光を推進するため、金沢 SDGs の達成に取り組む観光に関わる市内の宿泊事業者や市内を対象とした旅行商品を提供する事業者をその取り組みに応じた「金沢 SDGs ツーリズム推進事業者」として認定する。

2. 申請条件

次に掲げるすべての条件に該当する観光関連事業者であること。

- (1) 金沢市内に位置する宿泊施設を運営している事業者、又は市内を対象とする旅行商品を提供している事業者であること。
- (2) 団体等の定款、規約等を有すること。

3. 対象とする取り組み

次に掲げる8指標のうち、指標(1)及び(2)を含めた2つ以上の指標について取り組むこと。なお、認定は各指標ごとに取得することができ、各指標の認定を取得するためには、各指標の取り組み項目のうち、半数以上を実施していることとするが、指標(1)⑤から⑨については、必ず実施すること。

必須・任意	指標	取り組み項目
必須	(1) 地球の資源を大切にしよう	①食品ロスをなくすために、食べ残しを減らす取組、食べ残しの堆肥化、フードバンク活動などを進めている
		②プログラム商品造成時に、環境負荷を限りなく少なくするような工夫をしている
		③資材、食品、飲料、アメニティ、建材、消耗品などの購買方針は、環境面で持続可能な製品を優先している
		④ペーパーレス化を進めている
		⑤CO2 排出量が少ない移動手段（徒歩、自転車、バス、EV など）の活用を従業員やゲストに対して呼びかけを行っている【必須】
		⑥エネルギー消費を計測および管理し、削減に取り組んでいる。また、従業員やゲストに対しても使用を最小限にする呼びかけを行っている。【必須】
		⑦水の消費を計測および管理し、削減に取り組んでいる。また、従業員やゲストに対しても使用を最小限にする呼びかけを行っている。【必須】
		⑧温室効果ガスの消費を計測および管理し、削減に取り組んでいる。また、従業員やゲストに対しても使用を最小限にする呼びかけを行っている。【必須】

		⑨廃棄物量を計測および管理し、削減やリサイズに取り組んでいる。また、従業員やゲスト、サプライヤーに対しても排出を最小限にする呼びかけを行っている。【必須】
	(2) 垣根を越えてパートナーシップを進めよう	①地域の観光事業者と連携して、地域全体が良くなる取組や学び合いに取り組んでいる ②業界、地域、立場を超えた学び合いや連携に取り組んでいる
任意	(3) 地域コミュニティや自然に敬意を払おう	①地域にある豊かな水や緑、歴史や文化に関心をもち、地域を学ぶプログラムツアーや勉強会に社員が参加している
		②地域にある豊かな水・緑・生物を守るために植樹等の保全活動に取り組んでいる
		③地域の景観やコミュニティを守るため、地域の清掃活動などに取り組んでいる
		④子どもたちに豊かな水・緑・生物の魅力を伝えるプログラム提供や活動支援をしている
		⑤自社が持つ空間を地域やコミュニティに開放したり、地域の人との交流イベントなどの機会を提供している
		⑥地域の自然や緑、歴史や文化資源への理解を深め、地元の人と交流できるツーリズム商品を造成している
	(4) 居心地の良いまちを作ろう	①多様性への理解のために、ユニバーサルデザインやLGBTQなどの理解を深め知識を得る勉強会やセミナーを社内で開催したり、外部研修に社員が参加している
		②自社の事業やサービスについて、ユニバーサルデザインやLGBTQなどの多様性の観点で、関連団体などからフィードバックを受けたり、多様性を進める活動を支援、協働している
		③訪問者の居心地の良い環境をつくりつつ、地域への負担をかけないための特別な工夫をしている
		④自分の店で、目に見えるもの、手に触れるものを、清潔・安全、デザインに配慮したり質感のよいものにするなどの工夫をしている
		⑤施設は誰もがアクセス可能で利用できるようバリアフリー化している。どうしてもバリアフリー化できない箇所はソフト対応を徹底している。
		⑥食の多様化が進んでいることを理解し、食物アレルギーや宗教的な制限に対応している
	(5) 働きがいのある環境をつくろう	①観光に携わる人材育成のために、スキル教育やキャリアパス教育を積極的に進めている
		②観光に携わる人が誇りを持って長く働けるよう、環境を整備している
		③サバディカル休暇（長期勤続者に与えられる長期休暇）、副業・兼業人材、リモートワークなど柔軟な働き方を採用している
		④デジタル化を積極的に取り入れ、生産性向上、サービス向上、高付加価値化、衛生管理等を進めている。
		⑤観光業界で働く魅力を伝える取組等を通じ、地域から従業員を安定的に雇用している。
		①地域で作られたモノやサービスを購入するなど、資材調達の域内調達率向上に取り組んでいる

	(6) 地域の文化や経済を守ろう	②地域の文化や経済を大切にし、持続可能な生産に取り組むサプライヤーから購入している
		③地域の伝統的な食文化、伝統工芸、伝統芸能などを大切にして取り入れている
		④地域で作られたモノ・サービスの魅力をお客様や同業者などに積極的に伝えている
	(7) 新たな可能性に挑戦しよう	①事業所や従業員が、地域コミュニティ、NPO 法人、異業種の人たちと交流したり、コラボレーションする活動に取り組んでいる
		②地域コミュニティと金沢を訪れる人との交流、共創できる仕掛けや場を創造している
		③アート、工芸、音楽、デザイン、食など様々なジャンルと連携するイベントや取組を支援している
		④ワーケーション、オンラインツアーなど、リソースに技術やアイデアを掛け合わせて新たな旅のカタチづくりに挑戦している
	(8) 地域の魅力とともに、観光が金沢のまちに貢献していることを発信しよう	①地域の魅力を国内外に発信したり、同業者とともにサービス向上のための取組を行っている。
		②地域を訪れる人に金沢のまちを楽しむ方法（まち歩きなど）を提案している
		③地域における観光の貢献度を可視化し、わかりやすく発信している
		④SDGs に関わる取組内容やモニタリング結果を継続的にホームページなどで公開している
		⑤地域コミュニティや顧客の意見を聞き、必要な措置を講じている

4. 認定交付先

申請施設又は申請事業者

5. 有効期限

認定より1年間とする。ただし、「10. 取組報告書の提出」に規定する手続きにより、1年間延長するものとする。

6. 申請の手続き

(1) 提出書類

次に掲げる書類を作成し、提出すること。（必須）

- ①金沢SDGs ツーリズム推進事業者認定申請書(2026)及び申請する指標毎の申請書別紙並びに実施記録等の添付資料
- ②団体等の概要がわかるもの（定款・規約等）

(2) 提出方法

電子メールにて送付すること。

(3) 提出先

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市役所第一本庁舎

IMAGINE KANAZAWA 2030 推進会議 事務局

金沢市都市政策局企画調整課 (Mail:kikaku@city.kanazawa.lg.jp)

※電子メールについては、3営業日以内に収受の旨、連絡します。

（連絡がない場合は、下記、問い合わせ先にお問合せください。）

(4) 申込期間

2026 年 1 月 30 日（金）まで

(5) 留意事項

- ①様式の規格は原則として A 4 版タテとする。
- ②手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- ③文章の補完のために写真、イラスト等の使用を可とする。
- ④提出された申請書類の返却はしない。

7. 推進事業者の決定

(1) 審査方法

- ①申請書類による書類審査

(2) 審査基準

以下の観点から学識者を含めた審査員により審査を実施する。

- ①申請する指標において、半数以上の取組項目を実施しているか。
- ②金沢市 SDGs 未来都市・自治体 SDGs モデル事業「市民生活と調和した持続可能な観光の振興～『責任ある観光』により市民と観光客、双方の『しあわせ』を実現するまち金沢～」の趣旨に合致する取組か。
- ③取組内容の実施記録があるか。
- ④他の事業者等に影響を与え、事業の広がりが期待できる取組か。

(3) 審査結果

審査の結果を書面で通知する。推進事業者認定後の手続きについては、別途個別に通知する。

8. 取組内容の公表

推進事業者には認定された場合は、事業者のホームページ等で取組内容を公表することとする。また、先進的な取り組みや他事業者等の参考となる取り組みを行っている推進事業者については、他事業者や市民へ向けたプレゼンテーション等を依頼する場合がある。

9. ロゴマークの使用

推進事業者には、認定年度を記載したロゴマークを付与する。ロゴマークはホームページや店頭等において掲示することができる。

10. 取組報告書の提出

推進事業者には認定された事業者が有効期限経過後も引き続き認定を受ける場合は取り組み報告書の提出を行うこととする。

(1) 報告書類

金沢 SDGs ツーリズム推進事業者 年次取組報告書
(様式任意。ただし規格は原則として A 4 版タテとする。)

(2) 提出時期

推進事業者あて別途案内する

11. 雑則

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、IMAGINE KANAZAWA 2030 推進会議会長が別に定める。

12. その他

(1) 問い合わせ先

IMAGINE KANAZAWA 2030 推進会議 事務局

金沢市都市政策局企画調整課（Tel：076-220-2031、Mail:kikaku@city.kanazawa.lg.jp）

(2) 事業成果の公表

IMAGINE KANAZAWA 2030 推進会議 は、推奨制度の普及促進及び事業効果を高めることを目的に、推進事業者の名称等を含め、事業の内容の全部又は一部を IMAGINE KANAZAWA 2030 の公式ホームページで随時公表することができる。